

平成19年2月15日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会
会 長 武 井 平八郎

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成19年1月19日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 新設される副市長の給料額について

新設される副市長の給料の額については、現行助役の額のまま据え置くことが適当であると思料する。

2 市長その他の職の給料・報酬の額について

市長その他の職の給料・報酬の額については、現行のまま据え置くことが適当であると思料する。

3 上記答申をまとめるに至った審議経過は、別紙のとおりである。

《審議経過》

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成 19 年 1 月 19 日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

1 副市長の給料額について

副市長については、地方自治法の一部改正に伴い、現行の助役、収入役の制度を廃止し、副市長を置くことによるものである。

給料額等については、地方公共団体の裁量範囲や事務の拡大、事務・事業の複雑化等の情勢があるため、副市長 2 人制の場合も、諮問された現行の助役の給料額と同額が適当であると判断するに至ったものである。

2 市長その他の職の給料・報酬の額について

県内各都市の特別職の給料・報酬の改定状況、本市の財政事情及び一般職の職員の給与改定状況など各種資料を基に、社会経済情勢、財政事情及び県内各都市の特別職の報酬額との均衡やその改定状況など、様々な見地から検討を加えた。

この結果、報酬等の額の決定にあたっては、その職に対する責任の度合いや時々の社会・経済状況が反映されるべきものと考えられるが、今回の人事院勧告において一般職の職員の給与については改定が見送られた状況や、ここ数年において消費者物価指数も横ばいであることなどを斟酌すればここで報酬等の額を改定する積極的な理由は認められない。また、市の財政状況が健全ではあるものの、市長等四役は独自返上を行っていることを考慮すると、市長その他の職の給料・報酬の額については、現行のまま据え置くことが妥当であると判断するに至ったものである。

なお、市長等四役がその給料の 20 パーセントを返上していることから、市民代表である市議会議員についても、その報酬額について、自主的かつ適切な判断を求めるべきとの意見があったことを付記する。